

貸 借 対 照 表

令和3年3月31日

学 校 法 人 弘 徳 学 園

貸借対照表

令和3年3月31日

(単位 円)

資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産		7,791,363,256	8,007,204,121	△215,840,865
有形固定資産		7,789,842,822	8,003,625,567	△213,782,745
土地		2,088,632,958	2,076,005,653	12,627,305
建物		4,802,014,806	4,974,166,452	△172,151,646
構築物		320,035,794	350,228,278	△30,192,484
教育研究用機器備品		308,226,510	333,182,290	△24,955,780
管理用機器備品		34,445,423	38,750,191	△4,304,768
図書		227,558,730	224,124,173	3,434,557
車両		8,928,601	2,668,530	6,260,071
建設仮勘定		0	4,500,000	△4,500,000
特定資産		0	0	0
その他の固定資産		1,520,434	3,578,554	△2,058,120
電話加入権		298,404	298,404	0
施設利用権		0	0	0
ソフトウェア		0	2,669,760	△2,669,760
保証金		1,222,030	610,390	611,640
流動資産		1,180,870,457	1,173,589,992	7,280,465
現金預金		1,135,809,290	1,157,293,314	△21,484,024
未収入金		41,739,645	11,605,557	30,134,088
前払金		3,321,522	4,691,121	△1,369,599
資産の部合計		8,972,233,713	9,180,794,113	△208,560,400
負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債		201,229,973	185,351,778	15,878,195
退職給与引当金		201,229,973	185,351,778	15,878,195
流動負債		433,825,950	427,441,772	6,384,178
未払金		108,684,582	91,466,709	17,217,873
前受金		288,365,600	294,871,000	△6,505,400
預り金		36,775,768	41,104,063	△4,328,295
負債の部合計		635,055,923	612,793,550	22,262,373
純資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
基本金		11,920,488,590	11,861,989,128	58,499,462
第1号基本金		11,654,540,468	11,596,041,006	58,499,462
第4号基本金		265,948,122	265,948,122	0
繰越収支差額		△3,583,310,800	△3,293,988,565	△289,322,235
翌年度繰越収支差額		△3,583,310,800	△3,293,988,565	△289,322,235
純資産の部合計		8,337,177,790	8,568,000,563	△230,822,773
負債及び純資産の部合計		8,972,233,713	9,180,794,113	△208,560,400

注 記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

・徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

・退職給与引当金

退職金の支給に備えるため、法人・大学及び短期大学の教職員については、期末要支給額 256,127,530 円の 100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

認定こども園の教職員については、期末要支給額 19,782,411 円の 100%を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

・預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

・食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収支は総額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

該当事項なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

3,894,222,424 円

4. 徴収不能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

該当事項なし

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

0 円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

以上